

## 臨床開発活動に関わる患者団体との関係の透明性に関する指針

### 本指針の目的

タカラバイオ株式会社（以下、「タカラバイオ」という）は、遺伝子工学研究事業で培われたテクノロジーを基に、遺伝子治療や細胞医療といった先端医療技術の臨床開発やその実用化を目的とした活動を行っています。そのような医療技術の継続的な研究開発と安定的な供給を通じて、人々の健康に貢献していくためには、医療技術と患者さまが関わるあらゆる場面において、高い倫理性のもと、患者さまやそのご家族からのニーズや悩みに対し真摯に耳を傾け、理解を深めていく姿勢が求められています。

一方で、近年、患者団体は、医療福祉制度における重要なステークホルダーとして、その発言力・影響力を高めています。患者団体との協働を通じたタカラバイオによる医療への貢献は、患者団体との関係について透明性を確保し、高い倫理性を担保した上で行わなければ、社会からの理解を得ることはできません。

本指針は、患者団体との関係の透明性を確保し、患者団体の活動や発展への貢献について、広く社会の理解を得るために、タカラバイオとしての行動基準を示すことを目的とし、日本製薬工業協会（以下、製薬協）で定める「製薬協企業行動憲章」、「製薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」、「製薬協コード・オブ・プラクティス」をはじめとする関係諸規範、製薬協「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」およびその精神を参考にして自主的に制定しました。

タカラバイオは、当社が患者団体の独立性を尊重する高い倫理性を担保した上で患者団体の活動・発展に寄与していることについて広く理解を得ることを目的として、当社が患者団体に対して行った資金提供等を、以下の方法により公開します。

なお、遺伝子医療事業部門における活動に限っての公開とします。

### 定義

本指針において、以下に示す用語は、次の意味を有します。

患者団体： 患者・家族、その支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支えあうとともに療養環境の改善を目指し、原則として定款・会則により定義された役割や目的を持つ患者会および患者支援団体。  
但し、法人格の有無、設立形態は問わない

### 患者団体に対する資金提供の公開

タカラバイオは、患者団体に対して提供した資金について、以下の通り公表します。

#### 1. 公開方法

インターネット上の当社ウェブサイトを通じ、前年度分の資金提供等について公開します。

#### 2. 公開時期

公開対象となる資金提供について、年度決算終了後夏頃を目途に公開します。

#### 3. 公開対象と内容

公開対象となる項目は、次のとおりとします。

#### A. 直接的資金提供

対象： 寄付金， 会員・賛助会員費， 協賛費， 広告費等

内容： 直接的資金提供を行った年間の件数及び総額を費用項目ごとに公開します

<公開方法>

項目	具体的内容等	公開方法（例）	
寄付金・協賛金	患者団体の活動支援を目的とした資金の提供	〇〇件	年間総額 XXX 円
会員・賛助会員費	患者団体の加盟費， 会費， 賛助会費の支払い	〇〇件	年間総額 XXX 円
広告費	患者団体の機関紙等への広告掲載料の支払い	〇〇件	年間総額 XXX 円

#### B. 間接的資金提供

対象： 患者団体支援を目的とした当社主催・共催の講演会， 説明会， 研修会等に伴う費用  
患者団体支援に関連して外部業者に委託した費用

内容： 間接的資金提供を行った年間の件数及び総額を公開します

<公開方法>

項目	具体的内容等	公開方法（例）	
主催・共催の講演会， 説明会， 研修会等に伴う費用	講師謝金， 宿泊交通費， 会場費， 役割者の茶菓・弁当代等	〇〇件	年間総額 XXX 円
外部業者に業務等を委託した費用	広告代理店や企画会社等が介在する場合の当該業者に支払う費用等		

#### C. 当社からの依頼事項への謝礼等

対象： 講師， 原稿執筆・監修， 調査， アドバイザー等の費用

内容： 当社から依頼を行った年間の件数及び総額を費用項目ごとに公開します

<公開方法>

項目	具体的内容等	公開方法（例）	
講師謝金	講演等の依頼に対する対価	〇〇件	年間総額 XXX 円
原稿執筆料・監修料	原稿執筆等の依頼に対する対価	〇〇件	年間総額 XXX 円
その他の業務委託費	上記 2 つに該当しない業務委託の対価	〇〇件	年間総額 XXX 円

#### D. その他

対象： 労務提供の有無

内容： 便益， 労務その他の提供があった場合の年間の件数を公開します

<公開方法>

項目	具体的内容等	公開方法（例）
便益， 労務その他の役務	労務の提供， 会社施設・備品の貸与等	〇〇件

本指針の改廃は、社長の決裁による。

付 則

2014年9月18日制定

2014年10月1日施行

2015年9月14日改訂

2019年5月1日改訂